

福島県双葉町

(基本方針)

当町は、平成25年5月の警戒区域見直しにより「避難指示解除準備区域」及び「帰還困難区域」に再編された。

インフラ復旧にあたっては、各区域の空間線量の減衰等を見極めながら進めていくことが必要不可欠である。避難指示解除準備区域では、平成27年度内に面的除染が完了しており、町道や下水道施設の被害調査等を実施していく。

また、帰還困難区域については、「大熊・双葉ふるさと復興構想～根本イニシアティブ～」において、「町の復興拠点として重要な地区や施設等については、現時点において帰還困難区域であっても、復興に資する観点から復興拠点として重要な地区や施設等の除染を実施していく」こととされていることから、復旧箇所に優先順位を付け、空間線量の減衰等を見極めつつ、順次、施設等の被害調査・復旧を進め、平成27年3月に策定した「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」で位置付けている町内復興拠点の整備計画と整合を図りながら取組を進めていく。

なお、防災等地域の安全確保の観点から緊急に復旧する必要がある施設については、先行して復旧を図っていく。

1. 海岸（福島県）

① 被災の状況と復旧の方針、予定

区域の地区海岸数	5 地区海岸（建設 4 海岸、農林 1 海岸）
被災した地区海岸数※	2 地区海岸（建設 2 海岸）
応急対策を実施した地区海岸数	0 地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数※	2 地区海岸（建設 2 海岸）

※建設 1 海岸、農林 1 海岸については帰還困難区域のため未調査、未査定、また残りの建設 1 海岸は海岸保全区域ではないため、被災した地区海岸数、本復旧を実施する地区海岸数には含めない。

○堤防高

平成 23 年 10 月 8 日に堤防高を公表※

双葉海岸：T.P. 7.2m（対象：高潮）

※公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

復旧する施設の概要計画については、平成 26 年 8 月までに策定済み。

これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、防災林等の他事業との調整等を進めながら実施する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め計画策定後概ね 5 年での完了を目指す。

農地海岸 1 地区については、帰還困難区域内のため、未調査。

② 平成 27 年度に実施したこと（成果）

2 地区海岸（双葉中浜、郡山中野）において、本復旧工事に必要な詳細設計及び用地測量を完了済み。また、2 海岸（双葉中浜、郡山中野）とも沖合施設の復旧工事に着手した。

③ 平成 28 年度の目標

2 地区海岸（双葉中浜、郡山中野）において、沖合施設の早期完了を目指し復旧工事を進めるとともに、2 地区海岸（双葉中浜、郡山中野）とも堤防の復旧工事に着手する。

2. 河川

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
復旧する施設の概要計画については、平成26年8月までに策定済み。
これに基づく本復旧工事については、復興計画を踏まえ、防災林等の他事業との調整等を進めながら実施する。
本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め計画策定後概ね5年での完了を目指す。
- ② 平成27年度に実施したこと（成果）
1 河川（前田川）において、本復旧工事に必要な詳細設計及び用地測量を完了済み。
- ③ 平成28年度の目標
1 河川（前田川）において、復旧工事に着手する。

3. 下水道

- 1) 公共下水道
 - ① 被災の状況と復旧の予定、方針
 - ・ 処理場
東日本大震災による津波により機械電気設備はほぼ壊滅状態であるが、管理棟地下の沈砂池ポンプ室及びオキシデーションデッチ、最終沈殿池等の躯体については汚水をくみ上げて調査を実施しなければ確認できない状況である。
なお、処理場の敷地は、帰還困難区域であり、かつ、中間貯蔵施設の予定地内となっていることから、隣接する中野地区に計画している町内復興拠点に再整備することも検討している。
 - ・ 管渠等
震災前に供用していた管渠延長は53.291kmである。避難指示解除準備区域である両竹・中浜地区の汚水を送水する圧送管は、添架していた中浜橋ごと流されている。
処理区域内には、15箇所のマンホールポンプがあるが、震災後5年以上通電されていないため稼働は不可能と推察される。

- ② 平成27年度に実施したこと（成果）
避難指示解除準備区域内の県道及び町道と長塚地区の県道敷の污水管渠L=4, 112mの一次調査を実施した。
- ③ 平成28年度の目標
平成27年度に実施した箇所の二次調査に加え、処理場の被害状況調査を実施する予定。

4. 農地・農業用施設

1) 農道

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
12路線。応急対策として橋梁の段差すりつけ等は実施したが、盛土の崩落箇所の調査測量設計は未実施である。
- ② 平成27年度に実施したこと（成果）
上羽鳥・寺沢線、入江線について、被災状況調査（福島農業基盤復旧再生計画調査）を実施済み。
- ③ 平成28年度の目標
北目・渋川線の被災状況調査（福島農業基盤復旧再生計画調査）を実施予定。

2) ため池

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
堤体にクラックや段差が生じているため池が68箇所あるが、帰還困難区域内であるため応急対策以外は対応不可。
- ② 平成27年度に実施したこと（成果）
清戸迫外8件のため池管理草刈りを実施。
平成26年度に引続き山田迫、鶴巻、稻荷迫ため池の被災状況調査（福島農業基盤復旧再生計画調査）実施済み。

③ 平成28年度の目標

区域の再編や営農再開の可能性のある水源となるため池の災害復旧査定準備に向け、詳細設計業務の福島農業基盤復旧再生計画調査を実施予定。

3) 農地・農業用排水路

① 被災の状況と復旧の予定、方針

沿岸部では、津波被災箇所と重なり瓦礫や土砂が農地や用排水路に堆積し、用排水路は一部損壊している。復旧方針は町の長期ビジョンを踏まえ検討していく。

② 平成27年度に実施したこと（成果）

石熊上江、山田上江、三ノ宮、両竹用水路の刈払いと現場踏査を実施し避難指示解除準備区域へ用水を供給している両竹用水路と町中の防火用水としての三ノ宮用水路については、被災箇所調査・測量を実施した。

③ 平成28年度の目標

平成27年度内に除染が完了する両竹排水路、中江排水路、郡山排水路の被災状況調査(福島農業基盤復旧再生計画調査)を実施予定。

4) 林道

① 被災の状況と復旧の予定、方針

7路線。現場踏査未実施。復旧時期については未定。

5. 道路（市町村道）

1) 町管理道路

① 被災の状況と復旧の予定、方針

町管理道路242路線のうち78路線で被害を確認。応急対策を実施。平成27年度内に除染が完了する避難指示準備解除区域内道路の復旧を図る。

町内に整備される（仮称）双葉ICに接続する双葉インター線の早期供用開始に向けた取組を継続していく。

② 平成27年度に実施したこと（成果）

避難指示解除準備区域内の久保前・中浜線外3路線について、災害復旧測量設計業務を発注した。平成26年度に橋梁災害の査定を受けた森合橋について、地質調査及び橋梁詳細設計を発注した。

帰還困難区域内の深谷こ線人道橋について、災害査定を受けた。

双葉インター線に係る事業説明会を開催するとともに、除染、設計・測量の発注を行った。

③ 平成28年度の目標

町内の復興シンボル軸として国道6号から東側に計画している久保前・中浜線外2路線について、道路予備設計委託業務を発注し道路整備工事を実施する予定。

避難指示解除準備区域内の宮ノ脇森合線外4路線及び帰還困難区域内の深谷こ線人道橋について、災害復旧工事を実施する予定。

双葉インター線について、引き続き、設計・測量の実施と用地取得に向けた事務を進めていく。

町道新山・鴻草線の法面崩落箇所の災害査定を受ける準備（測量・地質調査）を行う。

6. 海岸防災林の再生

① 被災の状況と復旧の方針、予定

双葉町復興まちづくり長期ビジョンを踏まえ事業を実施していく。

防災林造成事業

林帯地盤約14haが地震により地盤沈下するとともに、森林が津波により流失した。

治山施設災害復旧事業

治山施設が地震及び津波により倒壊・流出した。

② 平成27年度に実施したこと（成果）

防災林造成事業

平成27年7月27日から、測量・設計・解析調査等に着手した。

治山施設災害復旧事業

平成27年9月4日から、詳細測量に着手した。

③ 平成28年度の目標

防災林造成事業

郡山において、植生基盤盛土工(3.5ha)に着手する。

治山施設災害復旧事業

工事に着手する。

7. 役場・公共施設

1) コミュニティセンター

① 被災の状況と復旧の予定、方針

帰還困難区域内にあるコミュニティセンターについては、地震による内装設備等の一部損壊と長期避難による荒廃が進んでいるが、これまで手つかずの状態であった。

町の長期ビジョンでは、線量の低い既存の公共施設を一時帰宅者の休憩施設や交流の場として位置づけており、コミュニティセンターをその施設として活用するため早期の整備が必要となっている。

当該施設については、拠点除染が完了しており、平成27年度に「さく井工事」、「空調設備点検」等を実施し、平成28年度には機能回復修繕工事として「建築工事」、「給排水衛生設備工事」等を順次行い、平成28年の秋ごろに供用を開始したい。

② 平成27年度に実施したこと（成果）

空調設備の点検及び井戸のさく井工事を実施。

③ 平成28年度の目標

機能回復修繕工事として、建築修繕、空調・換気設備、給排水・衛生設備工事、電気・防災工事等を実施し、平成28年秋ごろの供用開始を目指す。

8. 除染

(国計画)

① 被災の状況と復旧の予定、方針

平成 26 年 7 月に策定された「特別地域内除染実施計画(双葉町)」に基づき、除染事業を実施し、平成 28 年 3 月までに、面的除染が終了。

除染効果の維持を確認するため、事後モニタリングを実施する等、必要な除染のフォローアップを実施。

② 平成 27 年度に実施したこと(成果)

除染等工事は、ピーク時には約 400 人/日の作業員数を確保し、3 月末までに宅地、農地、森林、道路の除染を終了。

除染で発生した除去土壌等の仮置場 8 箇所¹の維持管理を行いつつ、中間貯蔵施設へのパイロット輸送により、806 m³(袋)の除去土壌等を搬出。

③ 平成 28 年度の目標

除染効果の維持を確認するため、事後モニタリングを実施する等、必要な除

染のフォローアップを実施

中間貯蔵施設への輸送により、12,000 m³(袋)の除去土壌等を搬出。

(参考) <特別地域内除染実施計画(双葉町)>

http://www.env.go.jp/jishin//rmp/attach/josen-area_p-futaba.pdf

9. 災害廃棄物等処理 (対策地域内廃棄物処理)

① 被災の状況と復旧の方針、予定

- ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
- ・ 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

② 平成 27 年度に実施したこと

- ・ 津波がれきの撤去を完了。
- ・ 片付けごみの回収を実施。

- ③ 平成 28 年度の目標
 - ・ 災害廃棄物等の処理方針について検討を行う。

10. 復興拠点

1) 復興産業拠点（中野地区）

① 被災の状況と復旧の予定、方針

津波被害を受けた中野地区については、避難指示解除準備区域であることを踏まえ「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」（平成 27 年 3 月策定）において復興産業拠点として位置付け、企業や研究施設、アーカイブ施設等の誘致を中心とした整備を進めることとしている。平成 30 年度頃には一部供用することを目指し整備を進める。

② 平成 27 年度に実施したこと（成果）

避難指示解除準備区域として面的除染を実施。また、町内復興拠点として基本構想を策定した。

③ 平成 28 年度の目標

実地測量・ボーリング調査を実施しながら基本設計を行う。また、平成 28 年度中の都市計画決定を目指す。

●→ : 工程が見込めるもの ●.....→ : 工程が現時点で見込みにくい

事業	整備主体	被災/稼働状況	H27年度に実施したこと(成果)	H28年度に実施すること(目標)	28年度				29年度				30年度				31年度以降	備考・ポイント等
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
復興拠点																		
復興産業拠点 (中野地区)	双葉町	津波により地区の一部が流出	除染計画に基づく本格除染	H28.10月までに実地測量・ボーリング調査を行い、H29.3月末までに基本設計と都市計画の決定を行う。	●→ 実地測量・ボーリング調査		●→ 基本設計・都市計画決定		●.....→ 実施設計・用地取得				●.....→ 発注・造成工事・立地企業等の募集				用地造成 立地企業等の募集	平成30年度に一部供用開始予定 平成31年度に第一期開発区域全域の供用開始予定
(再掲) 復興拠点シンボル軸(町道長塚・両竹線、町道久保前・中浜線、町道羽山前・沼ノ沢線)	双葉町	路面陥没、舗装クラック、ガードレール津波流失を復興関連道路改良新設	関係機関との調整	調査、測量、道路予備設計	●→ 調査、測量、道路橋梁予備設計				●.....→ 道路橋梁詳細設計・用地・物件等平成31年度未開通予定				●.....→ 発注・工事					平成31年度開通予定

各市町村における公共インフラ復旧の概況

福島県 双葉町

(復旧の概況)

- 下水道施設については、避難指示解除準備区域内の管渠の被災調査を継続して実施するとともに、併せて下水処理場の被災調査も実施していく。
- 町民の一時休憩場所として町コミュニティセンターを整備し、平成28年秋頃の供用開始を予定している。
- 中野地区を町内の復興産業拠点として整備し、企業や研究施設、アーカイブ施設の誘致を進める。平成30年度頃の一部供用開始を予定している。